

○浜松医科大学実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則

(平成19年6月27日細則第14号)

改正 平成26年7月25日細則第11号 平成27年9月15日細則第22号
平成28年5月26日細則第24号 平成29年11月8日細則第25号
平成30年1月12日細則第1号 平成30年1月18日細則第6号
令和6年5月8日細則第28号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人浜松医科大学動物実験規程（平成19年規程第5号。以下「規程」という。）第36条に基づき実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関して、必要な事項を定めるものとする。

(動物の搬入・搬出及び検収・検疫)

第2条 利用者は、動物の搬入・搬出に際し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 納品された動物は、実験動物管理者が指定した飼育室に搬入するものとする。
- (2) 浜松医科大学附属動物実験施設（以下「施設」という。）内の飼育室間の動物の移動は実験動物管理者の許可を得て行うものとする。
- (3) 施設外に持ち出した動物を再度施設内に持ち込む場合は、事前に所定の再搬入許可願を提出し、光医学総合研究所先端研究支援部門医用動物資源支援部長（以下「部長」という。）の許可を得るものとする。
- (4) 遺伝子改変動物の大学内での運搬に際しては、逃亡その他拡散しない構造を持つジッパー付の移動用バッグを使用するものとする。

(飼料)

第3条 利用者は、動物種ごとに光医学総合研究所先端研究支援部門医用動物資源支援部（以下「部」という。）で一括購入した飼料を使用するものとする。

- 2 利用者は、希望する飼料を使用する場合は、事前に特殊飼料使用願を提出し、部長の許可を得るものとする。
- 3 利用者が飼料を使用する場合は、使用の7日前までに所定の注文表に記入するものとする。

(飼養器材等)

第4条 動物を飼養保管する場合は、原則として部で定めた飼養器材等を使用するものとする。

- 2 遺伝子改変動物を飼養保管する場合は、原則として部で定める逃亡防止用のケージバンドを使用するものとする。
- 3 特殊な動物実験を目的として器材等を飼養保管に使用する場合は、実験動物管理者の指示に従わなければならない。
- 4 利用者が飼育器材等を使用する場合は、使用の7日前までに所定の注文表に記入するものとする。

(飼料及び飼育器材等の取扱い)

第5条 飼料、飼育器材等の整備・点検・洗浄・消毒滅菌、滅菌器材の取扱い及び飼育器材等の飼育室への運搬は、部の職員が行うものとする。なお、使用済み器材等の洗浄室への運搬及び処理は原則として利用者が行うものとする。

- 2 飼養保管で生じた汚物、塵芥等は、利用者が洗浄室の汚物処理コーナー及び汚物処理室で処理するものとする。
- 3 使用済みの床敷式飼育ケージ、蓋、給水瓶等は、利用者が洗浄室に運び、適切に処理した後、消毒液を噴霧するものとする。

(飼育管理等)

第6条 動物の飼育及び繁殖については、動物種ごとに標準操作手順書（SOP：Standard Operation Procedure）に基づくものとする。

2 床敷式で飼育する動物の飼育管理、給餌、給水、ケージ交換及び飼育室内清掃は、原則として利用者が行うものとする。

3 金網式で飼育する動物の飼育管理、給餌、給水及び清掃作業は、部の職員が行うものとする。なお、土曜日、日曜日並びに祝祭日については、利用者が給餌、給水を行うものとする。

（死体等の処理）

第7条 動物が死亡した場合は実験に支障がない限り、剖検等を行って死亡原因を特定するなどに努めるものとする。

2 死体等の処理は、利用者が所定のビニール袋等に入れ、重量を所定のノートに記入しフリーザーに収容するものとする。

3 動物の死体は、浜松市斎場で焼却するものとする。なお、焼却に係る費用は、講座等が出した死体の重量に応じて負担するものとする。

（不測の事態及び事故時の措置）

第8条 利用者は、感染症の疑いのある動物若しくは他に重大な影響を及ぼす可能性のある動物を発見したときは、実験動物管理者の指示の下に適切な処置を講じなければならない。

2 利用者は、不測の事故等により傷害を受けた動物に対しては、原則として、実験動物管理者の指示の下、可能な範囲において治療を試みなければならない。

3 部長は、施設・設備の事故等が動物に被害を与える可能性がある場合は、直ちに光医学総合研究所先端研究支援部門医用動物資源支援部運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て必要な措置をとらなければならない。ただし、緊急を要するときは、必要な措置をとった後、委員会に報告するものとする。

（利用の禁止等）

第9条 利用者がこの細則及び部長の指示等を遵守しない場合、若しくは他に著しく迷惑を及ぼした場合は、部長は委員会の議を経て施設の利用を禁止、又はその利用を停止することができる。ただし、緊急の場合は、部長が必要な措置をとった後、委員会に報告するものとする。

（遵守状況の点検）

第10条 遵守すべき事項については別途用意する台帳等により下記を記録し、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成25年環境省告示第84号）の第1一般原則の「4その他」、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）の「第6その他」並びに規程第32条「第2項」に基づく自己点検及び「第4項」に基づく外部検証の資料に資することとする。

（1） 実験動物の購入記録

（2） 実験動物の搬入及び搬出記録

（3） 実験動物の死体の処分及び焼却記録

（4） 標準操作手順書（SOP：Standard Operation Procedure）の点検記録

（5） 実験動物の微生物定期検査記録

（6） 感染事故記録

（その他）

第11条 この細則に定めるもののほか、飼養保管並びに苦痛の軽減に関して必要な事項は、学長が別に定める。

この細則は、平成19年6月27日から施行する。

附 則(平成26年7月25日細則第11号)

この細則は、平成26年7月25日から施行する。

附 則(平成27年9月15日細則第22号)

この細則は、平成27年9月15日から施行し、平成27年7月29日から適用する。

附 則(平成28年5月26日細則第24号)

この細則は、平成28年5月26日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則(平成29年11月8日細則第25号)

この細則は、平成29年11月8日から施行し、平成29年10月10日から適用する。

附 則(平成30年1月12日細則第1号)

この細則は、平成30年1月12日から施行する。

附 則(平成30年1月18日細則第6号)

この細則は、平成30年1月18日から施行する。

附 則(令和6年5月8日細則第28号)

この細則は、令和6年5月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。